

平成26年度公表検査結果(概略)

平成26年10月19日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
福島県	農産物	7,002	24	野生ウド(5)、野生クサソテツ(コゴミ)(1)、野生サクラシメジ(1)、野生ゼンマイ(2)、野生タケノコ(1)、野生タラノメ(1)、野生チチタケ(1)、野生フキ(1)、野生フキノトウ(5)、野生ホウキタケ(1)、野生ワラビ(3)、野生ネマガリタケ(2)	
	畜産物	9,240	—		
	水産物	5,697	61	アイナメ(1)、アユ(1)、イシガレイ(5)、イワナ(8)、ウグイ(1)、ウスメバル(2)、クロダイ(1)、コイ(1)、コモンカスベ(9)、シロメバル(9)、スズキ(3)、ババガレイ(4)、ヒメマス(1)、マコガレイ(3)、ヤマメ(2)	
	牛乳・乳児用食品	238	—		
	野生鳥獣肉	115	55	イノシシ肉(33)、ツキノワグマ肉(22)	
	飲料水	9	—		
	その他	1,143	8		あんぼ柿(3)、大豆粕(1)、干し柿(4)
	小計	23,444	148	140	8
宮城県	農産物	3,035	16	タケノコ(4)、野生クサソテツ(3)、野生コウタケ(1)、野生コシアブラ(3)、野生サクラシメジ(1)、野生タラノメ(3)、野生ウラベニホテイシメジ(1)	
	畜産物	13,946	—		
	水産物	1,754	5	イワナ(3)、クロダイ(1)、スズキ(1)	
	牛乳・乳児用食品	144	—		
	野生鳥獣肉	72	18	イノシシ肉(7)、ツキノワグマ肉(6)、ニホンジカ肉(5)	
	その他	32	—		
	小計	18,983	39	39	
茨城県	農産物	1,234	3		原木シイタケ(3)
	畜産物	11,906	—		
	水産物	1,651	—		
	牛乳・乳児用食品	35	—		
	飲料水	13	—		
	その他	39	—		
小計	14,878	3	0	3	
栃木県	農産物	2,384	9	野生コシアブラ(1)、野生コシアブラ(2)、野生ゼンマイ(1)、野生タラノメ(1)、野生タラノメ(3)、野生チチタケ(1)	
	畜産物	15,236	—		
	水産物	229	4	イワナ(1)、ブラウントラウト(3)	
	牛乳・乳児用食品	145	—		
	野生鳥獣肉	165	6	イノシシ肉(5)、シカ肉(1)	
	飲料水	13	—		
	その他	47	—		
小計	18,219	19	19		
群馬県	農産物	1,048	2	野生コシアブラ(1)、野生タケノコ(1)	
	畜産物	14,236	—		
	水産物	221	4	イワナ(1)、ワカサギ(2)、ヤマメ(1)	
	牛乳・乳児用食品	88	—		
	野生鳥獣肉	81	30	イノシシ肉(10)、ツキノワグマ肉(10)、ニホンジカ肉(10)	
	飲料水	17	—		
	その他	134	1		原木シイタケ粉末(1)
小計	15,825	37	31	1	
千葉県	農産物	1,298	—		
	畜産物	2,464	—		
	水産物	714	5	ギンブナ(3)、コイ(2)	
	牛乳・乳児用食品	24	—		
	野生鳥獣肉	87	—		
	飲料水	9	—		
	その他	19	—		
小計	4,615	5	5		

平成26年度公表検査結果(概略)

平成26年10月19日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
青森県	農産物	575	—		
	畜産物	3,468	—		
	水産物	629	—		
	牛乳・乳児用食品	9	—		
	飲料水	1	—		
	その他	55	—		
	小計	4,737	0		
岩手県	農産物	702	1	野生ワラビ(1)	
	畜産物	12,834	—		
	水産物	1,234	—		
	牛乳・乳児用食品	326	—		
	野生鳥獣肉	26	2	クマ肉(2)	
	その他	17	—		
	小計	15,139	3	3	
秋田県	農産物	210	2	野生ネマガリタケ(2)	
	畜産物	2,475	—		
	水産物	40	—		
	牛乳・乳児用食品	16	—		
	その他	9	—		
小計	2,750	2	2		
山形県	農産物	733	1	野生コシアブラ(1)	
	畜産物	9,589	—		
	水産物	30	—		
	牛乳・乳児用食品	11	—		
	野生鳥獣肉	14	—		
	飲料水	3	—		
	その他	30	—		
小計	10,410	1	1		
埼玉県	農産物	574	—		
	畜産物	2,035	—		
	水産物	56	—		
	牛乳・乳児用食品	12	—		
	野生鳥獣肉	27	—		
	飲料水	53	—		
	その他	48	—		
小計	2,805	0			
東京都	農産物	161	—		
	畜産物	145	—		
	水産物	240	—		
	牛乳・乳児用食品	41	—		
	飲料水	34	—		
	その他	26	—		
小計	647	0			
神奈川県	農産物	201	—		
	畜産物	763	—		
	水産物	116	—		
	牛乳・乳児用食品	78	—		
	飲料水	10	—		
	その他	23	—		
小計	1,191	0			

平成26年度公表検査結果(概略)

平成26年10月19日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
新潟県	農産物	869	3	野生コシアブラ(1)(※群馬県において流通)、野生コシアブラ(2)	
	畜産物	2,004	—		
	水産物	119	—		
	牛乳・乳児用食品	60	—		
	野生鳥獣肉	47	—		
	飲料水	5	—		
	その他	67	—		
	小計	3,171	3	3	
山梨県	農産物	210	6	野生キハツタケ(1)、野生ショウゲンジ(4)、野生タマゴタケ(1)	
	畜産物	255	—		
	水産物	6	—		
	牛乳・乳児用食品	7	—		
	飲料水	46	—		
	その他	2	—		
	小計	526	6	6	
長野県	農産物	741	11	野生コシアブラ(8)、野生ゼンマイ(1)、野生タラノメ(1)、野生チチタケ(1)	
	畜産物	5,552	—		
	水産物	2	—		
	牛乳・乳児用食品	14	—		
	野生鳥獣肉	11	—		
	飲料水	25	—		
	その他	21	—		
	小計	6,366	11	11	
静岡県	農産物	168	5	野生アカモミタケ(1)、野生キハツタケ(1)、野生シロヌメリイグチ(1)、野生ハナイグチ(2)	
	畜産物	825	—		
	水産物	70	—		
	飲料水	48	—		
	その他	32	—		
	小計	1,143	5	5	
北海道	農産物	205	—		
	畜産物	14,613	—		
	水産物	409	—		
	牛乳・乳児用食品	62	—		
	飲料水	1	—		
	その他	111	—		
	小計	15,401	0		
富山県	農産物	8	—		
	畜産物	90	—		
	飲料水	1	—		
	その他	0	—		
	小計	99	0		
石川県	農産物	7	—		
	畜産物	2	—		
	水産物	2	—		
	その他	3	—		
	小計	14	0		
福井県	農産物	4	—		
	畜産物	17	—		
	水産物	4	—		
	その他	1	—		
	小計	26	0		

平成26年度公表検査結果(概略)

平成26年10月19日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
岐阜県	農産物	10	—		
	畜産物	259	—		
	水産物	2	—		
	牛乳・乳児用食品	5	—		
	その他	0	—		
	小計	276	0		
愛知県	農産物	47	—		
	畜産物	708	—		
	水産物	4	—		
	その他	5	—		
	小計	764	0		
三重県	農産物	5	—		
	畜産物	1,490	—		
	水産物	6	—		
	野生鳥獣肉	2	—		
	その他	1	—		
	小計	1,504	0		
滋賀県	農産物	37	—		
	畜産物	228	—		
	飲料水	10	—		
	その他	4	—		
	小計	279	0		
京都府	農産物	109	—		
	畜産物	860	—		
	水産物	19	—		
	飲料水	1	—		
	その他	13	—		
	小計	1,002	0		
大阪府	農産物	15	—		
	畜産物	43	—		
	水産物	3	—		
	その他	3	—		
	小計	64	0		
兵庫県	農産物	26	—		
	畜産物	358	—		
	水産物	7	—		
	牛乳・乳児用食品	1	—		
	飲料水	1	—		
	その他	4	—		
小計	397	0			
奈良県	農産物	21	—		
	畜産物	48	—		
	その他	2	—		
	小計	71	0		
和歌山県	農産物	61	—		
	畜産物	95	—		
	水産物	13	—		
	野生鳥獣肉	54	—		
	その他	43	—		
	小計	266	0		
鳥取県	農産物	3	—		
	畜産物	559	—		
	水産物	3	—		
	小計	565	0		

平成26年度公表検査結果(概略)

平成26年10月19日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
島根県	農産物	2	—		
	畜産物	3,583	—		
	水産物	1	—		
	その他	1	—		
	小計	3,587	0		
岡山県	農産物	8	—		
	畜産物	551	—		
	水産物	1	—		
	小計	560	0		
広島県	農産物	2	—		
	畜産物	120	—		
	水産物	0	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	その他	2	—		
小計	124	0			
山口県	農産物	1	—		
	畜産物	212	—		
	その他	0	—		
	小計	213	0		
徳島県	農産物	226	—		
	畜産物	136	—		
	水産物	31	—		
	牛乳・乳児用食品	21	—		
	飲料水	1	—		
	その他	41	—		
小計	456	0			
香川県	農産物	9	—		
	畜産物	103	—		
	水産物	1	—		
	その他	1	—		
小計	114	0			
愛媛県	農産物	23	—		
	畜産物	100	—		
	水産物	10	—		
	牛乳・乳児用食品	12	—		
	飲料水	0	—		
	その他	4	—		
小計	149	0			
高知県	農産物	56	—		
	畜産物	3	—		
	水産物	10	—		
	牛乳・乳児用食品	3	—		
小計	72	0			
福岡県	農産物	8	—		
	畜産物	39	—		
	水産物	0	—		
	その他	6	—		
小計	53	0			
佐賀県	農産物	26	—		
	畜産物	940	—		
	その他	1	—		
小計	967	0			

平成26年度公表検査結果(概略)

平成26年10月19日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】
長崎県	農産物	24	—		
	畜産物	266	—		
	水産物	16	—		
	その他	9	—		
	小計	315	0		
熊本県	農産物	29	—		
	畜産物	213	—		
	水産物	3	—		
	その他	8	—		
	小計	253	0		
大分県	農産物	3	—		
	畜産物	126	—		
	飲料水	1	—		
	その他	8	—		
	小計	138	0		
宮崎県	農産物	17	—		
	畜産物	539	—		
	その他	5	—		
	小計	561	0		
鹿児島県	農産物	21	—		
	畜産物	2,669	—		
	水産物	7	—		
	その他	14	—		
	小計	2,711	0		
沖縄県	農産物	6	—		
	畜産物	6	—		
	水産物	1	—		
	小計	13	0		
その他	農産物	67	1	野生チチタケ(1)(※茨城県において流通)	
	畜産物	186	—		
	水産物	97	—		
	牛乳・乳児用食品	1,156	—		
	野生鳥獣肉	0	—		
	飲料水	226	—		
	その他	3,937	—		
小計	5,669	1	1	0	
総計		181,532	283	266	12

※1:平成25年度公表検査結果

総計:335,860件(基準値超過1,025件)

※2:平成24年度公表検査結果(平成24年4月1日以降に採取された検体分(経過措置対象品目を含む))

総計:278,275件(基準値超過2,372件(暫定規制値超過17件含む))

※3:平成24年3月31日以前に採取された検体(暫定規制値適用対象)の検査結果

総計:137,037件(暫定規制値超過1,204件)

※4:食品中の放射性物質検査は主として出荷前の段階において実施されています。

基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のものがほとんどであり、廃棄等の適切な措置が取られます。